

令和3年度第5回臨時総会 議事録

開催日時	令和3年11月8日（月） 午後2時26分～午後3時45分					
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室					
出席委員	池澤 誠 植田 俊博 加藤 孝幸 廣井 千里 中島 義幸 久保田彦昭 大野 哲 竹内 佳代 中島 正根 前田 真作 上田 博 久保壽美男 川澤 一博 中村 富貴 矢野 強 以上15名					
欠席委員	大崎 恭寿 西本 統洋 森田 浩明 山本 和正 以上4名					
関係部局	高知市財務部長尾税務長 資産税課中村課長 成岡課長補佐 田中主任 以上4名					
事務局	加藤事務局長 近森次長 堀内係長 長澤主任 麻植主任 以上5名					
議題	議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について					
報告事項	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について					
その他	農業用資産に対する固定資産税について					

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時26分)
議事録署名委員	議長が、中島(正)委員、中村委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>「議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。事務局から説明願います。</p>
長澤主任	<p>農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が、引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回1件の適格者証明願が提出されています。議案第1号と記載していますものの1ページから2ページをご覧ください。案件1は、被相続人が令和3年2月に亡くなられたことにより、相続人が一宮の計2筆、1,428.00m²の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち1番の土地には宅地部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p> <p>この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の推進委員さんと現地調査を行い、農地であることとともに、適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。

議長	それでは、報告事項に移ります。「農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について」、事務局から報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	続きまして、その他に移ります。JA高知市の広報誌グリーンひろば10月号に掲載され、前回の臨時総会でも委員の方からご発言がありました「農業用資産に対する固定資産税について」です。本日は高知市財務部の方から、このことについてご説明をいただきたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。
長尾税務長	— 農業用資産に対する固定資産税について これまでの経過等 —
中島（正）委員	先ほどご挨拶があったがあんまりではないか。農業委員会という組織をどのような位置づけで理解しているのか。私はJAの広報誌を見てびっくりした。我々は農業者の代表として市長の任命制で、農業経営全般のことに関心を持ってやっている。課税する方は構んかも知れんが、地方税法にあって県がこうやれ、で高知市がやるということは分かるが、あまりにも唐突。我々の立場というものをもっと真摯に理解して謝ってから話をすべき。道順をちゃんとして、申告制は分かるが課税はある意味、公平性がないといけない。もっと丁寧な説明を謙虚な姿勢でやってもらわんと。上から目線で、当然掛けるべきかも知れんが、その辺の姿勢が妙に気持ちが悪くなつたのでここで退席させてもらう。議長すみません。
	(中島（正）委員 退席)
議長	中島（正）さんから退席するというお話がありました。私も事前に中島（正）さんといろいろ話をいたしまして、この説明自体を拒否するというような話をされていま

議 長	<p>した。それほどご立腹のようです。私としましても前々事務局長の長岡さんのときにお話をいただいた問題でございます。ということで広報誌に載るまで約2年近く、この件については農業委員会に対して、何のアクションもなかったということは事実です。その当時、私とJA高知市の宮脇さん、JA高知県の島田さんとで話を伺い、償却資産課税の説明を受けましたが、3名ともに、周知を図ってから課税をお願いしていました。レンタルハウスについては、既にJA高知市もJA高知県も課税されおりましたが、今後はビニールハウスへ掛けるという話がありました。また土佐市においては、農家から反発があり、新しい補助制度を作つて農家に還元したということを伺っています。そういうことで、いろいろ話をしながら周知を図ていくものと私自身も思っていました。農業委員会としましても2年の間に事務局長が2名交代しております。事務局長に何の話もなかったであろうと思います。その辺のところも含めてお話をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
長尾税務長	<p>農業委員の皆様には、こういった形で総会に出席させていただいてご説明させていただくのは、今回が初めてということになっております。その（会長、JA高知市、JA高知県へのご説明の）ときにいただいたお話の中で、JAさんの方にはもっと広く周知することが必要だということがありまして、今年については広報誌の紙面を借りて説明させていただくということで、こちらとしても、その期間は設けさせていただいたんですけども、農業についての識見をお持ちの農業委員の皆様は各地区から代表してお越しになられていますので、その方々にご説明をして、その方々から伝えさせていただくということが、私たちも周知として大変必要なことだったなということは、今、反省しておるところでございます。そういうことで、ご立腹のところ申し訳ございませんが、なおこれから詳しく、個々の方によって、それぞれ申告いただく状況というのは変わってまいりますし、実際にどのような申告をしていただいたらいいのかというようなことも含めて、詳細なご説明をさせていただくように、今後留意してまいりたいと思います。今回こういう機会が初めてということにつきましては、大変申し訳なく思っております。</p>
議 長	<p>中島（正）さんは退席されましたか、他にいろいろご立腹の方もおられると思いますが、ご意見がある方ございませんか。矢野さん、何かありませんか？</p>

矢野会長職務代理者	細かい内容の説明を聞いた後で、質問したいと思います。
議 長	皆さんご意見が出ましたが、そういう方向で構いませんか？ はい、それでは説明の方をお願いいたします。
成岡課長補佐	— 農業用資産に対する固定資産税について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、質問がございましたらお願いいたします。
加藤委員	確認する意味でお伺いしますが、この課税の根拠となる地方税法第383条、これはいつできたものです？
長尾税務長	地方税法の中に固定資産税が位置づけられて、それが土地と家屋と償却資産ということになっておりますのは、昭和25年、26年とかそういった年代からです。
加藤委員	伺いたいのは、地方税法でこれは申告もして納めるものは納めなさいよという、その理屈は分かるんですが、これが最近になって償却資産云々の話が出て来たというのは、行政としては担当が当然周知して順序立てて皆さんに伝えて、というところの何かそこは妙に齟齬がありはしないかと。前からやつたら我々農業者としては大抵この把握もして、これも出さないかん、あれも出さないかんということで、今までやって来ちゅうつもりやけどね。ほんで突然というように思うんです。この新聞紙上も何か足並みが揃ってないとかいう話で、税法上決まっていることが何で今までおざなりになつちよつたのかっていうような感じがしてね。今年からちゃんとやりなさいよとか突然言われても、というのが我々の率直な実感です。
竹内委員	先ほど中島（正）委員も言いましたけど、私も農業者として今回初めて農業委員になったんですが、この2年間何も話がなかった。それを今、急にこういう風にばたばたと話が出て来て、ちょっとずつ話が分かってきた訳ですが、ここで言うて、この書類が来て、来年1月に申告しなさいと言われても、我々農業者は、はっきり言うて納得できません。1年をかけてこういう風にしなさいよと言って勉強してから翌年令和

竹内委員	<p>5年にやるならまだしも、農業委員会に何も話もなく急に係の方がやりますと言われても全然農家の方へは周知徹底できんと思いますので、やっぱり1年かけて話を聞いていかんといかんがやないです？ 私たちも地元へ帰ってどういう風に説明したらいいかも分からんし、お宅らが1軒1軒回って納得ができるように説明してくれるやつたらしいですけども、紙面上だけで、これを持ってきて出してくださいと言われても多分、徹底できんと思いますので、もう1回考え方直してほしいです。</p>
廣井委員	
長尾税務長	<p>そもそも昭和25年当時から、これは国民に課されていた義務で、あくまで申告によってのみ課税されていたという理解でいいのか？ 申告がなかったから課税対象になっていたいなかつたということなのか？ では、任意の申告がないということになれば、市の方にその調査権限があり得るのか？ 固定資産税等のように強制的な方法で課税が生ずるものなのか？ とかいうことをちょっと整理したいのですが。</p>

長尾税務長	<p>話はございますが、私どもも平成30年に通知が出されてからJAの方とはお話をさせていただいて、できるだけ農業者の方々に伝わるような形で広報誌を活用して、この1年周知させていただき、なお、お問い合わせ等については真摯にご説明させていただきたいと思いますので、課税の開始について、令和4年からということでお願いをしていきたいと思います。</p>
中村課長	<p>調査権のことについてご質問がありましたので、償却資産全般の説明の中でも申しました通り調査権がございまして、税務署での確定申告又は市県民税の申告の際に、収入に対し必要経費として償却資産を計上したものを作りが調査し、対象になると思われる方について12月中旬に個別に申告書を送らせていただいて、令和4年1月末までの申告をお願いするということになります。そういう形で税務署の方に調査をしております。</p>
廣井委員	<p>新聞記事の中にもありますが、地方税法は所有者に申告義務を課して罰則規定を設けるとありますので、これは申告義務に違反すれば罰則も発生するということですか？</p>
中村課長	<p>あくまでも、これは申告制です。ただ我々としても償却資産を把握、申告をお願いする中で、なかなか出てこないということになると何度も申告の促しをしますが、税というものには期限があり、申告いただいて納期限までにお支払していただいたらということはあるんですけど、期限が過ぎた場合は、延滞金が発生するということが罰則です。</p>
廣井委員	<p>法の施行以後何十年も経っているところ、事実上あまり発動していなかったのを発動し始めるみたいなものですか？ 発動権限行使し始めたみたいなことなんですか、これは？</p>
中村課長	<p>先ほど税務長からも説明いたしましたが、全国的にも高知県内の市町村でも特にビニールハウスの課税についての認識が不足しており、それに対して、この償却資産が申告制ですので、その促し、お願いが不十分であったということが、ずっと反省点で</p>

中村課長	した。その中で土佐市を皮切りに県の適正な課税についての通知に基づいて、言い方がおかしいですけども、重い腰がやっと上がったというような形になっております。
廣井委員	農業者の皆さんに戸惑いというのは、急に来年1月に、その義務が発生したかのような思いがあるんだと思います。当然、ご立腹も戸惑い等もあると思われる訳ですが、もう少し長い期間を掛けて、このことを周知すれば、もう少し理解も得られやすかったのではないですか。
議 長	<p>全面コンクリートのハウスについては以前から固定資産税が掛かっておりましたが、A Pハウスとか一部支柱を立てたハウスは、農業委員会の要望によって、固定資産税を掛けないということですずっと来ております。掛けないということであっても、その当時から掛けないといけなかったという状態だったと思います。それを突然掛けると。農業委員会が要望して償却資産については掛けませんと市は対応してきた訳ですので、掛けるということであれば、もっと早くから丁寧に説明をすべきであつただろうという風に思います。</p> <p>もう1点、令和4年1月からやるということですが、償却が済んでいる部分について遡ってまで課税するのかどうかを、お伺いしたいと思います。</p>
長尾税務長	過去の経過について会長からお話をございました。このことについては突然这样一个ことで委員の皆様からもお話をいただいているところでございますが、先ほど見ていただきました「手引」の中でも、たくさんの償却資産に関わるもののがございます。それぞれ皆様が事業をされている中で、長いスパンをかけて経費として引いて所得計算をされているものについては、一般的に言うと、すべて対象になってくるということを、本来、それぞれの方々に共通して説明すべきものであったと思う訳ですが、ビニールハウスにつきましては強固なもの、家屋として認められないものについての部分のお答えとしては不十分であったかと思います。実際は、こうした10年とか20年というところで減価償却を迎えるものにつきましても償却資産の方では申告が必要であって、突然という風に思われるかと思いますが、今まで申告いただいてご負担をいただいている方も中にいらっしゃいますので、そういう方との公平性も含めまして、これから県内での取組が同じように進んでいくと思いますので、高知市と

長尾税務長	<p>しまとしても高知県から平成 30 年に発出された通知については、ご負担をお願いしていかなければならないと考えますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>それから遡ってのお話ですけれども、課税年度として令和 4 年度からスタートということにはなりますが、同じく地方税法の中で、その課税客体があるときがもし分かった場合、課税については 5 年間有効となっており、もし 5 年前から免税点を超えるようなものがありましたら、私どももそういったお話をさせていただいて、必要であれば申告書を出していただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>もう 1 点、土佐市は、いわゆる助成金制度を作ったということを聞いております。それについて、どんな内容の助成金か、1 年限りなのか現在もやっておるのか、高知市の方は把握しておりますか？</p>
中村課長	<p>土佐市は農業振興に係る奨励金という制度を作つて支援されているということで問い合わせをしていまして、土佐市の方は令和 2 年度からこの奨励金の事業を立ち上げて実施していると聞いております。単年度とは聞いておりません。</p>
議 長	<p>それは税の申告について何 % とか、そんな何か（率が）ある訳ですか？</p>
中村課長	<p>償却資産の固定資産税相当額の半分を助成するという制度と聞いております。</p>
議 長	<p>何故こんなことを聞くかというと、退席された中島さんは市長への意見の提出のときに、この件を聞くということでした。それをすると混乱する、後で委員会として対応するので控えてくださいとお話ししまして、意見の提出の場では、この件の話はされませんでしたが、来年 1 月からやるということであれば、それは市長に既にやるということを報告しているだろうと。そうであれば市長もご存知のはずなので、あのとき（お話を）やっておったら良かったと思います。その辺の情報もないということです。また、我々農業委員会も広報紙でこの問題については、農業者に周知をする義務があります。そういう意味でも非常に残念でたまりません。ということですので、もう 1 年延ばすとか、もう市長にも報告しているのでできんとか、果たしてそうなのかというところまで考えていただきたいと思います。</p>

長尾税務長	<p>この件につきましては、平成30年12月、県の通知が出た頃から市長の方にも報告をしております。私どもも、高知市の課税部門の補助的な役割を担っており、市長に伝えた上で（課税を）させていただくことのお話をしております。</p> <p>それから、先ほど土佐市の奨励金のお話ですけど、一部誤りがございました。新規就農奨励金につきましては、固定資産税の償却資産分の相当額全額、農業振興奨励金は2分の1。期間は新規就農者については5年間、農業振興奨励金は連続して3年間ということです。</p>
中村委員	
中村委員	<p>まだ今ひとつ理解できないところですが、確定申告の際には、減価償却を出すと経費になることですから、青色申告している全員がきちんと減価償却も出していると思います。ただ今回の償却資産課税は、あくまでも個人の申告でやる訳ですよね。それで対象となるものが網羅されて、いろんなものが対象になっているように見受けられますので、それを一つひとつ皆さん、この急な混乱の中できちんと申告するのかどうかがとても疑問に思うところです。皆さん、わざわざ税を払うための申告をしたくないですよね。急なお話が来て、いつまでにやらんといかんとなったときに、春野農協だったら、青色申告会の担当者が窓口になるのではと思いますけど、そこもちょっと混乱するのではないかという心配がありますし、せめて夏頃からでも話があれば良かったのではないかと私も思いました。その中で細かいこと聞くようですが、例えばリースで何かトラクターなり機械を借りますよね。それは対象にはならんということですか？</p>
中村課長	<p>なりません。</p>
中村委員	
中村委員	<p>それともう1点、「機械及び装置」の中に耕運機とか耕鋤機<small>（もみすり）</small>っていうのが出ていましたけど、例えば耕鋤機なんかも、業務用というか農業用の大きなものから（家庭用）小さいものまであると思うんですけど、そういう何か区切りというか、これは家庭用ですからしいですよとか、これは農業用ですよみたいに、どこかで線が引かれるということがあるんでしょうか？</p>
中村課長	<p>まず申告の件についてですが、確定申告や市県民税の申告の中で、調査権があつて、</p>

中村課長	<p>その申告書を見て減価償却として必要経費として算入されている方を抽出させていただいて、個別に申告をお願いするという形になっております。</p> <p>あと償却資産の対象で大きな業務用のものとかありますけど、取得価格、購入価格が10万円未満の資産については、基本1年間で必要経費として出しますので、その場合は償却資産の対象ではありません。あと評価額20万円未満の場合、所得税の申告の中で3年間で一括して必要経費を引くものについても対象にはなりません。</p>
中村委員	<p>いや、もう細かいことですが、例えば粉碎機は家庭用でも30万円ぐらいするがですよ。そしたらそれもやっぱり出さんといかんということでしょうか？</p>
中村課長	<p>30万円という金額になると償却資産の対象になります。所得の申告の際も、これは1年で引かずに、その耐用年数に応じて引いていきますので、そういった対象のものは償却資産の対象になります。</p>
長尾税務長	<p>お家で自家消費される部分については対象にはなりません。あくまでも農業所得を出すときの必要経費に乗せる部分が対象になります。家庭で使われる分は全く対象にはなりません。</p>
中村委員	<p>だからそういうことも含めて、家庭用でも金額が結構張るものもあるし、そういう線引きをちゃんとできるのかという、とても不安がありますけど。</p>
中村課長	<p>何度も言いますが、家庭のものは必要経費として引くものではありません。事業に要するものを必要経費として算入していきますので、その必要経費になる部分が償却資産の対象になります。家庭用の部分は所得申告の際に、事業の所得ではございませんので必要経費ではないですので、家庭用は一切関係ないです。例えば、話は全然変わりますけど、各ご家庭で設置されております太陽光発電は、あくまでも家庭の使用分ということで、これは対象になりません。ただ、太陽光発電でも農業の事業用に使われていれば対象になります。そういう家庭用と事業用とで線引きがされています。</p>

植田委員	土佐市が先発先行して、それを参考とか問い合わせをしたりして、資料を集めたりはしますよね。その中で土佐市の場合は助成金を5年間とか3年間出すということは、当然、土佐市を例にして考えたと思いますけど、助成金を出すかどうかについて農林水産課とかに相談していますか？
長尾税務長	農林水産課の方と話をさせていただいております。あと土佐市では農業振興のための支援金を支出されているということも踏まえて、高知市の取扱を検討しております。このことについては、税の方から確定的なことをお話するようなことはどうかと思いますが、ただ私どもが、ここへ座らせていただくのに際して、この償却資産課税見合いの土佐市のような支援金について、どうなのかというご質問があった場合には、高知市としては、今のところ考えていないということでお答えをさせていただきます。
議長	それが結局、話が遅いということですよ。早ければ、市長への意見の提出のときに言いますよ、土佐市は助成金を出しゆうが、市長出してやと。それが周知が遅いと言ひゆうがですよ。それで今聞きよったら、もう既に調査権を発動しても出す段取りをしゆうと。10月にこの広報したのと調査をしたのとどっちが早いですか？ 聞かせてください。
中村課長	広報については、確かに元々の予定もちょっと遅れてしまいまして、JA高知市さん、春野さんについて10月号の掲載ということで進めました。その手前に高知市広報紙あかるいまち8月号には小さい記事ですけど載せておりました。そんな形で広報については遅くなり、その手前に関係する農業委員会様には、報告が抜かっておりましたけども、その他のところには早い段階からお話をし、お願いをするというアナウンスをしておりました。ただ本当に我々の認識不足でこの農業委員会、農業委員の皆様に対する説明の機会が今日になってしまったというところは、本当に反省点でございます。どうもすみませんでした。
議長	調査権をやったがと、この広報を出したがと、どっちが早いが？

長尾税務長	J Aさんの方へは、今年3月にお話をさせていただいたて、より一層の周知をということがあり、J Aさんの方には周知広報をしていく方法について、ぜひご協力をお願いしたいということと、どういう周知をしていったら広がっていくかということで、その手段について、ご提案をいただいたのは、5月ぐらいの時点でございます。実際の広報には、やっぱり載せていただく紙面の扱いなどもありますので、こんな形でどうかというようなことでのお話をさせていただいて。
竹内委員	J A高知市へも話をしたということですが、理事会でもこういう話は1回も、私が休んでるときもあるのではっきり言えませんが、こんな話が出たことはないですよ。それやつたら農協のミスにもなりますけども。農協で勉強会のときも私は聞いたことがないし、ただ話をしただけで前へ進んでないがやないです？ 文書で、はいどうぞと言われても、周知徹底してなかつたらJ A高知市の農家は全然知らんと思います。今度もう1回聞いてみますけども、私が知っている限りでは、私たちの耳には入ってないです。加藤さんどうですかね？
加藤委員	同感。
矢野会長職務代理者	これは一次産業、農業だけですか？ 林業とか漁業にも全員に、こういう償却資産申告書は届くがですか？
長尾税務長	これは個人事業主の方について言うと、事業所得として、例えば農業の方も漁業の方、林業の方もそうです。例えば私どもは給与所得、年金をもらっている方は雑所得とかになると思いますが、その事業所得という分類で所得計算をされる方については、収入額売上額に対して減価、長い期間掛けて購入した設備とか、そういうものを必要経費として引きます。そういう取扱をされている方について全員がそうだということは、農業者の方に限ったことではございません。
矢野会長職務代理者	全員ですね。
長尾税務長	はい。

久保委員	減価償却が済んだものは掛からんが？ 仮にトラクターやったら何年とかあるろう、トラクターはこれに入らんけんど。暖房機は入っちゅうわね。ほんで国税が掛かる分へ申告すると、耐用年数で控除してもらうわね、減価して何年かで。それが済んだやつは、これへは一応出せえとは書いちゅうけんど、（国税の）課税の対象となつて控除してもらいやう部分は（償却資産の）対象になるみたいなことを説明されるけど、そこら辺りどうです？
中村課長	所得の申告の必要経費については減価償却し切ったらもう終わりになりますけど、この償却資産については5%が残る形になります。物が全くなくなる訳ではなく、耐用年数を過ぎても物としてある以上は5%残っていくということになりますので、いろいろな償却資産を集めて免税点の150万円を超えるようになれば課税の対象になります。150万円未満であれば掛かりません。
久保委員	それを使いゆう限りずっと、例えばボイラーでも何でも？ ちなみに仮に100万で買うたと、それで減価償却が済んだ後は5%ということはいくら掛かる？
中村課長	課税標準額としては、他のものも足して150万円未満であれば課税になりませんけど、そういった他の残存価額5%を足して150万円を超えるようだと掛かります。
前田委員	J A高知市の話が出ていましたけども、春野でも周知されたのは10月ですよ。僕らが聞いたのは10月です。こういう罰則規定もある内容を10月に話をされて来年1月から言うたら、ものすごく期間が短いと思いませんか。単純に思うと僕は短いと思います。
中村課長	皆様方にJ Aさんを通じて、こういった広報ができたのが確かに10月ということで、これは本当に申し訳ないと思っております。ただ、手前からJ Aさんとはお話をしていく中で、今年度の年間スケジュール、広報誌の発行の時期とかそういったところを相談させてもらいながら、1か月しか変りませんけども、当初は9月の広報誌にこういったチラシを掲載させていただくという予定では進めておりました。そういふことで、皆様方の目に触れたのが結果的に10月というところについては申し訳

中村課長	ないです。ただ手前からはJAさんとは話をさせてもらっていました。その結果がこういうことです。
前田委員	そういうのは農業者は全然関係ないやか。実際、農家の方が知ったのは10月からですからね。
議長	自分も言うたように、前々事務局長のときからですで2年ありますので。今年の春の話やないです。一昨年の春にやらないかんことですよ。
植田委員	私も農業委員会は7月から会は最近からですけど、どうも話を聞きりますと、まあコロナの関係もあったかも分かりませんけども、ほとんどの会とか説明会がありませんでした。どう考えても説明不足で、課税を始めるということについては、個人的に考えても、もうちょっと説明してから1年遅れてもいいんじゃないかと思います。ま、個人の考えです。
中村課長	そこは、とにかく我々としても周知の不十分さは反省するところでございますけど、全庁的にもう来年度からの課税ということで進めておりますので、どうかご協力よろしくお願いしたいと思っています。
久保委員	納得してからやらなあ、いきなり。
議長	ここにおる委員さんは、来年からやるのは全員反対やと思います。皆さんそういう意見でよろしいですか。ということです。あとは財務部の方にお任せします。以上で終わりたいと思います。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時45分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月7日

議長 大野哲

議事録署名委員 門司正樹

議事録署名委員 中村富貴

議事録作成者 長澤光晃